

**鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る  
企画提案競技（プロポーザル）実施要領**

**1 業務名**

鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務

**2 業務の目的**

鹿児島市が中小企業者特別支援金事業を実施するに当たり、申請書の受付から支給決定までの一連の業務を行う。

**3 業務内容**

別紙「鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託仕様書（案）」のとおり

**4 契約期間**

契約締結の日から令和5年10月31日まで

**5 予算額**

本業務の委託見積限度額は、60,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

**6 企画提案競技参加資格**

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(6)まで、(8)及び(9)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、構成員のいずれかが(8)及び(9)の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (8) 鹿児島市内に事務所若しくは営業所を有する者又は鹿児島市内に事務所若しくは営業所を有していないが、契約期間中の鹿児島市の求めに対し、速やかに鹿児島市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。
- (9) 令和2年度以降に、国又は地方公共団体が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していること。

## 7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内容	日時
告示	令和5年2月22日（水）
質問受付期限	令和5年2月28日（火）午後5時15分まで
質問回答	令和5年3月1日（水）
参加申出書提出期限	令和5年3月2日（木）午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和5年3月3日（金）（予定）
企画提案書提出期限	令和5年3月8日（水）午後5時15分まで
企画選定委員会（書面審査）	令和5年3月16日（木）（予定）
選定結果通知	令和5年3月17日（金）（予定）
契約締結	令和5年3月下旬（予定）

## 8 企画提案競技参加申出書の提出

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからクまでの書類を、代表構成員以外の構成はイからキまでの書類を提出することとし、構成員のうち6(9)の要件に該当する者は、クの書類も併せて提出すること。

- ア 企画提案競技参加申出書（様式 1 - 1 又は様式 1 - 2）
  - イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可。）
  - ウ イ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可。）
  - エ 印鑑証明書（原本に限る。）
  - オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書  
なお、鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書
  - カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その 3）
  - キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前 1 期分。個人の場合は、直近の確定申告書の写し  
なお、創業 1 年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類
  - ク 令和 2 年度以降に、国又は地方公共団体が行う本業務と類似した業務実績があることを証する書類
- (2) この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、(1) のイからエまでの書類の提出を省略することができる。
- (3) 証明書類は、証明年月日が書類提出日前 3 か月以内のものとする。
- (4) 提出書類は、A 4 判ファイルに 8 (1) の記載順とじて、表紙及び背表紙に申出者名を記入すること。

## 9 企画提案競技参加資格の審査及び通知

提出書類企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 5 年 3 月 3 日（金）までに通知する。

## 10 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和 5 年 3 月 8 日（水）午後 5 時 15 分（必着）

### (2) 受付時間

午後 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（直接持参の場合は、土曜日及び日曜日並びに正午から午後 1 時までの時間を除く。）

### (3) 提出書類

- ① 会社概要（様式2）
- ② 業務実績（様式3）
- ③ 業務の実施体制（様式4）
- ④ 見積書（様式5）
- ⑤ 企画提案書（様式6）

(4) 提出部数

正本：1部、副本：8部

- ・ 正本の表紙には住所、会社名及び代表者名を記入し、押印すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・ 様式2については、正本にのみ添付すること。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

(5) 提出方法

郵送又は直接持参

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

## 1.1 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行おう。

(1) 受付期限

令和5年2月28日（火）午後5時15分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。

（アドレス san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp ）

(3) 提出様式

質問表（様式7）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続に係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問票に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(5) 回答方法

令和5年3月1日（水）までに、本市ホームページ上に、質問の内容とその回答を掲載する。

## 1.2 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

(1) 審査項目

- ① 業務実績、業務遂行能力
- ② 見積額及び費用の妥当性
- ③ 企画提案書の提案内容

(2) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての意義申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(3) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(4) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態であると認めるとき並びに不慮の都合により、当該プロポーザルを延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該プロポーザルへの参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

## 1.3 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定されたプロポーザルの提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額  
予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

#### 1 4 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された申出書等は返却しない。
- (2) プロポーザル参加者がプロポーザル参加に要した費用については、全て当該プロポーザル参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

#### 1 5 本業務担当者

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（みなと大通り別館5階）

担当：馬場、牧

TEL 099-216-1318 FAX 099-216-1303

Email san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp